

入札参加有資格者各位

東大阪市上下水道局水道総務部管財課

東大阪市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

東大阪市では、社会全体で暴力団の排除を推進するとともに、水道事業等から暴力団排除の措置等を講じるため、平成24年7月1日から東大阪市暴力団排除条例が施行しています。

水道工事等の請負代金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、東大阪市上下水道局と500万円以上の契約を締結する元請負人及び元請負人と500万円以上の契約を締結する下請負人等の方の暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。具体的な内容は、下記のとおりです。

記

1 対象

公共工事等（工事の請負及び建設工事にかかる設計業務委託、物品の購入等）における契約金額500万円以上の元請負人及び元請負人と500万円以上の契約を締結する下請負人等（資材・原材料等の納入業者及び再委託契約の当事者を含む。）

※入札参加資格申請において、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを誓約している場合は、誓約書の提出は不要です。

2 様式

別紙 工事用（元請用・下請用）、物品・役務用

3 提出方法等

- ・契約相手方（元請負人）は、当該公共工事等の契約書の提出時に管財課へ提出してください。
- ・下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、元請負人を通じて管財課へ提出してください。

4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置

- ・契約相手方（元請負人）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除します。また、一定期間、商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表します。
- ・下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、一定期間、商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表します。

5 誓約書を提出しない場合に対する措置

- ・契約相手方が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しません。
- ・入札参加有資格者が当該誓約書を提出しなかった場合は、東大阪市上下水道局入札参加停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行います。

【問い合わせ先】

東大阪市上下水道局 水道総務部 管財課

06(6724)1221